

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更について（概要）

1．経緯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）について、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であることにかんがみ、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会）等を踏まえ、所要の変更を行う。

2．変更のポイント

（1）廃棄物の適正な処理の基本的な方向

数次にわたる廃棄物処理法の改正等の対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお、廃棄物排出量の高止まり、不法投棄を始めとする不適正処理等の問題は未解決。近年は、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応も急務となっている。

今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要がある。

その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなる。

（2）廃棄物の適正な処理に関する目標

廃棄物の減量化の目標量については、第 2 次循環基本計画に掲げられた目標と整合をとり、以下のとおり定める。

	変更案(平成 27 年度目標値)	【参考】現行(平成 22 年度目標値)
排出量	【一般廃棄物】平成 19 年度比約 5 %削減 (平成 9 年度比約 9 %削減) 【産業廃棄物】平成 19 年度に対し増加を約 1 %に抑制(平成 9 年度に対し増加を約 3 %に抑制)	【一般廃棄物】平成 9 年度比約 5 %削減 【産業廃棄物】平成 9 年度に対し増加を約 12%に抑制
再生利用率	【一般廃棄物】約 25%に増加 【産業廃棄物】約 53%に増加	【一般廃棄物】約 24%に増加 【産業廃棄物】約 47%に増加
最終処分量	【一般廃棄物】平成 19 年度比約 22%削減 (平成 9 年度比約 59%削減) 【産業廃棄物】平成 19 年度比約 12%削減 (平成 9 年度比約 73%削減)	【一般廃棄物】平成 9 年度比おおむね半分に削減 【産業廃棄物】平成 9 年度比おおむね半分に削減

(3) 廃棄物の適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

各主体の役割

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)の趣旨を踏まえ、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するものとする。

国の役割として、以下の事項を追加する。

- ・「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及を図ること。
- ・微量PCB汚染廃棄物については、無害化処理認定制度の活用等により、安全かつ効率的な処理を進めること。
- ・循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、コベネフィット型技術の研究開発や、リユース・リサイクル・熱回収の推進等を進めること。
- ・世界的な資源制約の顕在化を踏まえ、資源確保の観点にも視野を広げて廃棄物のリサイクルを推進すること。

廃棄物の適正な処理を確保するための必要な体制の確保

一般廃棄物の収集運搬に関しては、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、地球温暖化対策にも資することから、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要。

事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

法を遵守しない悪質な事業者に対し、法的拘束力を伴わない行政指導を繰り返し、営業の継続を許容してしまうことが、廃棄物行政に対する国民の不信を招く一因となっていることにかんがみ、地方公共団体は、不適正処理等の違反行為を把握した場合には、迅速かつ厳正に行政処分を行うべきである。

優良な処理業者の育成

優良な処理業者の育成のため、国は、能力・実績に関する基準を設定するとともに、基準に適合する処理業者の情報をインターネットにより提供する等の取組を推進する。

不法投棄等の不適正処理事案への対応

不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを

基本とし、国は、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

廃棄物の輸出入

廃棄物の輸入については、広義の排出事業者責任や製造事業者責任を全うするものであり、また、途上国の環境負荷を低減させ、地球環境保全にも資するものであることから、国内における適正処理が確保される限りにおいて積極的に推進する。

(4) 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備を進める。

一般廃棄物の焼却処理に当たっては、ごみ発電等の熱回収に積極的に取り組む。

効率的な污水处理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施する。

し尿処理施設の整備に際しては、メタン・リン回収設備等を導入するなど、資源の有効利用を図る。

災害時にがれき等の災害廃棄物を保管するためのストックヤードを整備する。

ストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図る。

産業廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、熱回収が可能な施設の整備を優先する。

微量PCB汚染廃棄物や石綿含有廃棄物について、無害化処理認定制度の活用等により処理体制の整備を積極的に進める。

地域住民に対する情報公開の促進

産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を一層推進するため、都道府県等がインターネット等により公表することが必要。

(5) その他廃棄物の処理に関し必要な事項

レアメタル回収技術に関する研究、廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究、地方公共団体の施策と連携した廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究、廃棄物熱回収の高効率化技術の開発を推進することが必要。